

鳥取市建設工事の予定価格事後公表試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取市が発注する建設工事において行う予定価格の事後公表の試行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、鳥取市建設工事執行規則、鳥取市建設工事入札事務取扱規程、鳥取市建設工事入札参加資格者格付要綱、鳥取市建設工事低入札価格調査制度実施要領、鳥取市建設工事総合評価競争入札試行要領及び鳥取市建設工事等電子入札実施要綱で使用する用語の例による。

(事後公表対象工事の範囲)

第3条 事後公表を行う建設工事の範囲は、次の表のとおりとする。

工種・格付		範囲
土木一式工事 (一般)	A級	全て
	B級	全発注件数の概ね3分の1から2分の1程度
舗装工事 (アスファルト)	A級	全て
建築一式工事(一般)		予定価格が2億円以上のもの全て
上記以外の工事		予定価格が1億円以上のもの全て

2 前項の規定に関わらず、以下に掲げる建設工事においては、予定価格を事前に公表することができる。

- (1) 総合評価入札を実施するもの
- (2) 電子入札を実施するもの
- (3) その他、市長が特に必要と認めるもの

(予定価格の公表時期)

第4条 予定価格の事後公表を行う場合において、入札執行者は、入札の結果、落札となるべき者があったときは、落札の決定を宣言する際に予定価格を公表するものとする。ただし、電子入札を行う場合にあっては、入札情報システムを使用して開札結果を公表する際に予定価格を公表するものとする。

2 予定価格の事後公表を行う場合において、入札執行者は、低価格入札が行われたときは、落札決定の保留を宣言する際に予定価格を公表するものとする。ただし、電子入札を行う場合にあっては、保留通知書の理由欄に予定価格を記載する。

3 前2項の規定にかかわらず、入札執行者は、入札の執行上特に必要があると認める場合

には、予定価格の公表を保留することができる。

附 則

この要領は、平成30年9月14日から施行し、同年10月1日以降に入札を執行する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行し、同年6月1日以降に入札を執行する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和5年2月15日から施行し、同年3月1日以降に入札を執行する工事から適用する。